

# 賃金規程

一般社団法人 SPS ラボ若年認知症サポートセンターきずなや

# 賃金規程

## 第1章 総則

### 第1条（総則）

この規程は、社員の賃金および賞与について定めたものであって、社員の賃金に関する事項は規則に定めるものの他は全てこの規程による。

### 第2条（適用範囲）

1. この規程は、規則第7条の定めによって採用された者に適用されるものである。嘱託、パートタイマーについては、別途定めるかもしくは個別の労働契約によるものとする。
2. この規程に定める事項の他、社員の賃金に関する事項は労働基準法その他法令の定めるところによる。

### 第3条（賃金決定の原則）

賃金は社員の職務、技能、勤務成績等の差異について評価した上で決定する。

### 第4条（賃金支払いの原則）

関係諸法令または規則により特にその支給を認めた者の他は、社員が現実に労働しないで時間については賃金は支払わない。

## 第2章 賃金の構成

### 第5条（賃金の構成）

1. 賃金は基準内賃金と基準外賃金および臨時の賃金に分ける。
2. 基準内賃金とは基本給・役職手当・皆勤手当とする。
3. 基準外賃金とは時間外手当・休日手当・夜勤手当とする。
4. 臨時の賃金とは賞与とする。

### 第6条（基本給）

1. 社員の基本給は社員の技能、資格、経験年数、責任度合い等により決定する。  
【別表1 正社員職能等級基準表】の職能基準に該当する等級を定め、その等級に該当する基本給を支給する。
2. パートの賃金は時間給とし、【別表2 非常勤職員職能等級基準表】の該当する等級の賃金を支給する。

### 第7条（役職手当）

役職手当は、次の職位にある者に対し支給する。

- |       |            |
|-------|------------|
| ① 管理者 | 月額 40,000円 |
| ② 主任  | 月額 10,000円 |

### 第8条（諸手当）

諸手当の分類と内容、支給条件および金額は次のとおりとする。

- (01) 皆勤手当：1ヵ月の賃金計算期間中の所定労働日の全てを勤務した者については、2,000円とし、遅刻、早退、私用外出が3回以上ある者（合計時間が3時間）には本手当は支給しない。
- (02) 通勤手当：①公共交通機関を利用する者については、3ヵ月定期代の1/3を月給支給する。（ただし、15,000円までとする）

②自動車、バイク、自転車を利用する者については、自宅から会社までの片道の距離に応じて、次の金額を支給する

会社までの距離	自動車	バイク	自転車
2 km～10 km未満	4,000 円	3,000 円	2,000 円
10 km～15 km未満	6,500 円	4,500 円	3,000 円
15 km～25 km未満	11,000 円	7,500 円	4,000 円
25 km 以上	15,000 円	—————	—————

(03) 時間外勤務手当・休日勤務手当

①時間外勤務：所定労働時間を超え、かつ、法定労働時間を超えて労働した場合

$$\frac{\text{基準内賃金}}{\text{年間平均1ヵ月所定労働時間}} \times 1.25$$

②休日勤務：法定休日に労働した場合

$$\frac{\text{基準内賃金}}{\text{年間平均1ヵ月所定労働時間}} \times 1.35$$

(04) 夜勤手当

夜勤手当として、1回につき6,000円支給する。

第9条（特別休暇の取扱い）

特別休暇については、所定労働時間就業したものと取り扱う

第10条（賞与）

- 賞与は各人の勤務成績等を勘案し年2回、7月と12月に支給する。ただし、会社の業績によっては支給しないことがある。
- 支給の基準は6ヵ月勤務した者について基本給比率で支給する。
- 賞与の算定期間を毎年12月16日から6月15日、6月16日から12月15日までとする。
- 賞与は前項の賞与算定期間中在職し、かつ、賞与支払日に在職中の者に限り支給する。
- 傷病欠勤、事故欠勤、休職欠勤、無断欠勤、停職期間については、会社で規定した基準により勤怠控除する。ただし、遅刻、早退、私用外出は各3回をもって1日の欠勤として取り扱う。

第11条（昇給）

- 昇給は在職1年以上の勤務者には勤務成績等を勘案し、毎年4月に行ない、4月末日に支給する賃金より適用する。
- 休職期間中の者は、原則として昇給を行わない。
- 次の各号の一に該当する者については昇給を保留することがある。
  - 昇給算定期間中の欠勤日数60日を超える者
  - 就業規則第48条による制裁処分を受けた者
  - 著しく技能が低い者または勤務成績ならびに素行不良の者
- 会社は必要に応じ臨時昇給をすることがある。

## 第3章 賃金の計算および支給方法

## 第12条 (月給制)

基本給は、月給制とする。

## 第13条 (賃金計算期間および支払日)

1. 賃金は、前月16日から起算し、当月15日までを1賃金計算期間とする。
2. 賃金は、毎月末日に支払う。ただし、当該支払日が休日の場合はその前日に支払うものとする。

## 第14条 (賃金支払方法)

1. 賃金は通貨で支払い、前第13条の定めによる支給日に社員の指定する本人名義の預金口座に振り込む。
2. 次の各号に掲げるものについては賃金を支払うときに控除する。
  - (01) 源泉所得税
  - (02) 住民税 (市町村民税および都道府県民税)
  - (03) 社員の負担すべき社会保険料
  - (04) 会社の貸付金の当月返済分 (本人の申し出による)
  - (05) その他必要と認められるもので社員代表と協定したもの
3. 前項の規定に関わらず次の各号の一に該当する場合は、社員 (第1号についてはその遺族) の請求により、賃金支払日の前であっても既往の労働に対する賃金を支払う。
  - (01) 社員が死亡したとき
  - (02) 社員が退職し、または解雇されたとき
  - (03) 前各号のほか、やむを得ない事情があると会社が認めるとき

## 第15条 (中途入社または中途退職の賃金計算)

賃金計算期間の中途に入社または退職した者に対する当該計算期間における賃金は、次の計算式により日割りで支給するものとする。

$$\frac{\text{基準内賃金}}{\text{年間平均1ヵ月所定労働時間}} \times \text{出勤日数}$$

## 第16条 (休職期間中の賃金)

原則として、規則に定める休職期間中は賃金を支給しない。

## 第17条 (臨時休業中の賃金)

会社の都合により社員を臨時に休業させる場合には、休業1日につき平均賃金の100分の60に相当する休業手当を支給する。

## 第18条 (賃金計算の端数)

賃金計算に際して生じた1円未満の端数は四捨五入する。

## 第19条 (定めのない事項)

本規程に定めのない事項については、労働基準法および関係諸法令に基づいて一般社団法人SPSラボ若年認知症サポートセンターきずなや理事会でその都度定める。

## 附則

1. この規程は令和2年4月1日より施行する。